

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時	市役所1階市民相談室（※1）	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人） ※同一年度内で2回利用可（同一案件での2回利用はできません）。 ※1 18(月)～、市役所2階に移転。
	第1・3水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所2階	
市民相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、184） ※18(月)～、市役所2階7番窓口に移転。
	毎週水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	21(木)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可（内線182）
司法書士相談	19(火)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
特設人権なんでも相談	8(金)、午後1時～4時	すばるホール3階男女共同参画センター	当日電話相談も可【☎(23)0030】、人権擁護委員による相談、 問い合わせ（内線471）
女性の悩み相談	①5(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②14(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③16(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談も可、要予約（内線472）、女性カウンセラーによる相談、定員は①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会（人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会（人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	—	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
保育士による育児相談	第2・4月曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～3時	レインボーホール（市民会館）2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時15分	市役所4階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線204）
家庭児童相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所4階子ども未来室	電話相談も可（内線206～208、289）
発達相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時15分	市役所4階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線209）
子育て相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談 ※栄養相談は日時が決まっています。
福祉なんでも相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	電話相談も可（内線274）
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	4(月)、1/5(金)、午後1時～3時	すばるホール4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
商工相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	13(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター（市役所1階市民相談室横）	電話相談のみ（内線186、188）、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】 ※18(月)～、市役所2階市民相談室横に移転。
就労支援相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	市就労支援センター（人権文化センター内）	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	19(火)、午後1時30分～4時	金剛連絡所2階相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3の17の501）【☎(26)9441】
労働相談	14(木)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可）。 問い合わせ（内線481）
チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援センター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
若者お悩み相談	祝日、年末年始を除く毎日、午後5時30分～午後9時	トピック(さくらめ創造館)	月～金曜日、午後5時30分～、土・日曜日の終日は、ロビー スタッフによる相談
ひきこもり相談	21(木)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時	トピック(さくらめ創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる 相談
	12(火)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時	金剛連絡所	
進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所4階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364）
こころの電話相談	毎週水曜日（祝日、年末年始は除く）、午前10時～午後3時30分	—	電話相談のみ【☎(25)8264】

保健医療

子育て

相談

くらし

ゆーじん

①=とき、場=ところ、内=内容、対=対象者、定=定員、費=費用、持=持ち物、申=申し込み、問=問い合わせ

保健医療

子育て

相談

くらし

くらし



介護保険

介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険料は、利用者への介護給付に欠かすことのできない大切な財源です。介護保険制度は、社会全体で支え合う制度です。保険料を納めないでいると滞納期間に応じて保険給付が制限される場合があります。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるよう保険料は必ず納期限内に納めましょう。

なお、普通徴収の対象者の保険料は、市から送付する納付書により取扱金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店、PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い、J-Coin Pay、楽天ペイまたは市役所で納めていただき、特別徴収対象者の保険料は年金からの天引きにより納めていただきます。

■保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から振替納付される口座振替が便利で安心です。

普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、預（貯）金通帳と通帳の印鑑、納入通知書を持参し、保険料取扱金融機関または高齢介護課で手続きをしてください。

また、○印の金融機関については引き落としを希望する口座のキャッシュカードを高齢介護課または金剛連絡所に持参いただくだけで、暗証番号入力により口座振替の申し込みができます。

■取扱金融機関

○りそな銀行、○三菱UFJ銀行、○三井住友銀行、○池田泉州銀行、○関西みらい銀行、みずほ銀行、南都銀行、徳島大正銀行、紀陽銀行、大阪シティ信用金庫、○成協信用組

合、大同信用組合、近畿労働金庫、○大阪南農業協同組合、○ゆうちょ銀行（郵便局）

問高齢介護課（内線175、176）



福祉

災害見舞金などの申請を

本市では、市内在住の人を対象に火災や風水害など万一の災害の際に、被災者またはその遺族に災害見舞金や死亡弔慰金を支給しています。

種類	災害の程度	支給額
災害見舞金	住家の被害 (全焼・全壊・流出)	1世帯 10万円
	住家の被害 (半焼・半壊)	1世帯 5万円
	住家の被害 (床上浸水)	1世帯 3万円
死亡弔慰金	死亡(火災・風水害・交通事故)	1人 10万円

※申請方法や支給要件など詳しくは、お問い合わせください。

問増進型地域福祉課（内線297）



講座・催し

純喫茶おれんじ

認知症当事者ととともにオープンした喫茶です。売り上げは若年性認知症当事者の活動支援に使います。

①令和6年1月7日(日)、午後0時30分～3時

場かがりの郷

定15人程度（当日直接会場へ）

費メニュー全品100円

問井尻さん（おれんじパートナー事務局）☎090(3996)0071

おれんじパートナー交流会



①12月20日(水)、午後1時30分～3時
場すばるホール3階会議室

内認知症ケアの情報交換、介護経験者の体験談

定18人（当日直接会場へ）

費100円

問井尻さん ☎090(3996)0071

健康・運動教室 「40代からの貯骨・貯筋」

①令和6年1月12日、19日、2月2日、16日、3月1日のいずれも金曜日、午後1時45分～3時30分（全5回）

場保健センター

内同センターでの運動教室に参加したことがない人で、医療機関でのリハビリや、介護認定を受けていない40～74歳の人

定10人 費無料

持動きやすい服装・靴、タオル、飲み物

申12月6日(水)～、保健センター ☎

(28)5520)へ（申し込み先着順、電話申し込み可）

※右図からも申し込み可。



いっぷくシステム協力会員養成講座「いっぷくシステムの協力会員とは」

住民同士の支え合いの気持ちによって活動する住民参加型の軽度生活支援システムに興味がある人はぜひご参加ください。

①12月22日(金)、午後1時30分～2時30分

場総合福祉会館 定15人 費無料

申12月6日(水)～20日(水)に、電話で、市社会福祉協議会 ☎(25)8200)へ（申し込み先着順）



相談

行政書士相談

①12月21日(木)、午後1時～4時

場金剛連絡所

内遺言・相続、契約書、成年後見人制度、許認可などに関する相談

定6人 費無料

申12月6日(水)～、電話で、伊東さん（大阪府行政書士会南大阪支部）☎072(349)9178)へ（申し込み先着順）



上下水道

年末年始の開閉栓業務の受け付け

年末=12月28日(木)、午後5時30分まで

年始=令和6年1月4日(木)、午前9時から

※市ウェブサイト(水道事業のページ)では随時受け付けていますが、年末の作業は12月28日(木)まで、年始は1月4日(木)からになります。

☎水道お客様センター【☎(20)6400】

水道管の冬支度はお済みですか

気温が氷点下になると、水が凍り水道管が破裂することがあります。次のような場合は特に注意してください。

- ・水道管がむき出しになっている
- ・水道管が家の北側にある
- ・水道管に風が強く当たる
- ・低温注意報が発表されたとき

凍結を防止するには

水道管や蛇口などを保温材・毛布・タオルなどで包み、その上からビニールを巻いて保護しましょう。

水道管が凍ったときには

タオルなどを巻きつけ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を直接かけないでください。

水道管が破裂したときには

止水栓を閉め、水を止めて修繕を申し込んでください。また、止水栓の位置はあらかじめ確認しておきましょう。

※水道の修繕は、市指定給水装置工事事業者へご連絡ください。

☎水道工務課【☎(24)1202】



国民健康保険

入院時の食事代負担について

国民健康保険に加入している人で、所得区分が「オ」または「低所得Ⅱ」かつ直近1年間の入院期間が90日を超える場合に、食事代の負担額が軽減される長期該当の適用には、事前の申請が必要です。

マイナンバーカードでのオンライン資格確認だけでは適用できませんのでご注意ください。

☎保険年金課(内線150、151)

高額療養費支給申請手続きが簡素化されます

過去に高額療養費の支給申請をしたことがあり、振込先口座の登録が済んでいる人の支給申請書返送手続きが簡素化されます。対象者には支給決定通知の圧着はがきをお送りします。

また、振込先口座の変更などをご希望される場合は、受取後1週間以内に保険年金課までご連絡ください。

なお、振込先口座の登録が済んでいない人へは、これまで通り該当通知および支給申請書をお送りします。☎保険年金課(内線151、552)

整骨院・接骨院でのはり・灸・あんま・マッサージのかかり方

整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受けた場合や、はり・灸・あんま・マッサージを受けた場合の健康保険の対象となる疾患や症状は次のとおりです。

■整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受けた場合

骨折、脱臼、打撲、捻挫(肉離れを含む)

※骨折・脱臼については、緊急の場合を除きあらかじめ医師の同意が必要です。

※日常生活による単なる疲れ、肩凝りなどに対する施術は保険の対象にならず全額自己負担となります。

■はり・灸・あんま・マッサージなどを受けた場合

《はり・灸》

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他の慢性的な疼痛を主症とする疾患

《あんま・マッサージ》

筋まひ、関節拘縮などで医療上マッサージを必要とする症例



※保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

※単なる疲労回復・慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず全額自己負担となります。

※保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・灸施術を受けても保険の対象にはなりません。

※健康保険適用の施術を受けたときは、医療費控除の対象となるので、必ず領収書を受け取りましょう。

☎国民健康保険に加入している人は保険年金課(内線155)、後期高齢者医療保険に加入している人は府後期高齢者医療広域連合給付課【☎06(4790)2031】

保健医療

子育て

相談

くらし

くらし



税

今月は固定資産税・都市計画税の第4期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・モバイルレジ（インターネットバンキングによる支払い）などで納付期限までに納めてください。

口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます（ページー口座振替受付サービス）。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課（内線122）へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	

国税相談専用ダイヤルがスタート

これまで、国税に関する一般的なご質問やご相談については、税務署の代表電話に電話いただいていたが、11月より、電話相談センターへ直接つながる全国統一の相談専用ダイヤル【☎0570(00)5901】を導入しましたので、ぜひご利用ください。上記ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して、音声案内「1」を選択してください。

受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日および12月29日～翌年1月3日を除く。）

☎富田林税務署【☎(24)3281】

固定資産税(償却資産)の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税の対象になり、その所有者に課税されます。

令和6年1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は、令和6年1月31日(水)まで

に申告してください（休業・廃業した場合も申告が必要です）。

所有者には12月中旬に申告書類を郵送しますが、届かないときや事業の開始により初めて申告する場合はご連絡ください。

※本市では、インターネットによる電子申告サービス「^{エレクトラックス}eLTAX」がご利用いただけます。詳しくは、eLTAXホームページ【https://www.eltax.lta.go.jp】をご覧ください。☎03(5521)0019へお問い合わせください。

☎課税課（内線114、115）

自宅からスマホで確定申告してみませんか



スマホなどから^{イー・タックス}e-Taxを利用すれば、ご自宅で申告書の作成・送信が可能です。

☎富田林税務署【☎(24)3281】

12月は市税滞納整理強化月間

今月は納税催告、滞納処分を集中して実施します。税金を滞納すると延滞金が加算され、滞納処分（預貯金や給与、不動産、自動車などの差し押さえ）を受けることになります。

もし納め忘れや滞納市税がある場合は、早急に納付してください。

☎収納管理課（内線121～124）

市税未納の人を対象に年末日曜納付相談会を実施

仕事などの理由により、市役所に普段来ることができない人は、この機会にぜひご相談ください（要予約）。

📅12月10日(日)、午前9時～正午、午後1時～5時

📍市役所地下902会議室

📄納税通知書または催告書、本人確認書類

※当日の納付は受け付けできません。 ※詳しくは、お問い合わせください。

📞12月8日(金)までに、収納管理課（内線121～124）へ



国民年金

国民年金基金を知っていますか



国民年金基金は、自営業者やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者の人が安心して老後を過ごすように、老齢基礎年金（国民年金）にゆとりをプラスする公的な年金制度です。

60歳以上65歳未満の人や海外に居住されている人で国民年金に任意加入されている人もご加入いただけます。

☎全国国民年金基金近畿支部【☎0120(65)4192】

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

毎月の国民年金保険料は、日本年金機構から送付する納付書などで、翌月の末日までに納めていただくことになっています。保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて将来受け取る老齢基礎年金の受給額が少なくなったり、受けられなくなったりすることがあります。

また、病気やけが、死亡など万一の場合に、障がい基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

■便利な口座振替をご利用ください

納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をご利用ください。

また、口座振替には、早割や2年・1年・6カ月前納などのお得な方法があります。

口座振替の申し込みは、預（貯）金通帳と通帳の印鑑、年金手帳を持参し、取扱金融機関または年金事務所です手続きをしてください。

☎天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】